

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		感染症患者の就業制限
根拠条例・規則等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
条 項		第18条
所 管 部 課		保健衛生局保健所感染症対策課（048-840-2204）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	法律の定め以上にあらかじめ処分基準を設定することは困難である。
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		